

會社の責任であり、責任ありき、
 公平なる市民諸君を以て、私共を年毎に等しい境遇にまかせ、おとし、
 車に突らうとはされ、おし、下あう、願くは私共の百者、ふ、吾等が、
 られ、貨車、の運轉が、常態に、保ち、ため、私共の、理解、と、公情、ある、
 賜は、う、む、こと、を、
 大正十一年八月十一日

五川渡鐵道従業員罷業團

事務所 下世田右村池尻二八
 上原三森本橋門方

11.10.2
 157

大正十一年八月九日

松子親 廳

一 五川電氣鐵道株式會社従業員同盟罷業

二 関元件

題記會社従業員中最近ノ採用ニ係ルモノ並ニ平素ノ名譽
 尤著七八名七月廿九日頃ヨリ突ク々協派シ、同日左記要求書ヲ會
 社ニ提出シ、九月早朝辭職ヲ求メ提出元ト同時ニ罷業ヲ決行セリ
 其原因ハ改組電車車賃ノ新細則ニテ主溝者運轉手相谷
 五川渡等ニテ七十四名ノ連利加盟ヲ得タシ、共會社例ノ切崩運轉
 手ヨリ辭職者四十八名ニ減シタリ
 右四號業手ハ大倉花ハ此等者等ヲ執某ニ運轉ニ從事セシメ